

熊本市子育て支援優良企業認定事業概要

1 概要

企業における結婚、妊娠・出産、子育てしやすい職場環境の実現は、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことに繋がります。そこで、熊本市では、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として認定しています。

2 対象

熊本市内に事業所がある常用雇用者が 10 名以上の企業で、以下 (1) (2) いずれかに該当する企業

- (1) 現在「熊本市子育て支援優良企業」として認定されていない企業
- (2) 令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）で認定期限を迎える「熊本市子育て支援優良企業」

3 認定区分（熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱「以下、実施要綱」別表 4）

この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の 3 区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29 名（小企業）
- (2) 常用雇用者 30～100 名（中企業）
- (3) 常用雇用者 101 名以上（大企業）

※ 常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

※ 10 名以上を対象としているのは、就業規則の作成義務が常時 10 名以上の労働者がいる事業所であることによる。

4 認定までの流れ

- (1) 申請書等の提出

[「子育て支援優良企業」申請専用ページ](#)に必要事項を入力した上で、必要な様式をダウンロードし、メールまたは郵送にて下記受付先へご提出ください。

- ①申請書
- ②調査票
- ③子育て支援優良企業認定調査項目実績報告書
- ④役員名簿（任意様式）
- ⑤誓約書（実施要綱別表 2 イ 但し書きに該当する企業のみ）

○受付事務局：（有）ウルトラハウス（受託事業者）

〒860-0802 熊本市中央区中央街 6-7 東洋銀座ビル 2 階

メールアドレス：kumamotocity.kosodateshien@gmail.com

提出期限：令和 8 年（2026 年）9 月 24 日（木）17 時（必着）

(2) 書類審査・現地調査

- ① 調査票の各審査項目の審査に必要な書類※（実施要綱別表 1）を事務局よりご連絡させていただきますので、メールまたはご郵送にてご提出ください。必要書類提出後、書類審査を行います。

※主に「就業規則」「育児・介護休業規定」等

- ② 初めての申請の場合、現地で確認が必要と判断した場合、優れた取り組み内容について、詳細をお尋ねする場合など、必要に応じて受託事業者または市の職員が現地訪問をさせていただきます。

(3) 審査

以下の審査項目を熊本市と熊本労働局で構成する子育て支援優良企業審査会で審査します。

① 最低基準（実施要綱別表 2）

認定するにあたり、以下の基準を満たしていることが条件です。

ア 「育児休業」、「出生時育児休業」、「育児時間」、「3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置」、「子の看護等休暇」、「所定外労働の制限等」、「産前・産後休業」のすべての項目及び「育児短時間」「在宅勤務等の措置、始業時刻等の変更」のいずれかの項目について就業規則等で規定されていること

イ アのいずれかについて前年度の取得実績があること

（※但し、全ての項目について前年度に取得対象者がいない場合を除く。）

② 審査項目を得点化し、総合評価（実施要綱別表 3）

①を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など

例：育児休業、育児短時間、子の看護等休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化等

イ アの取得実績

ウ 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する支援制度等の個別の周知など

エ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取り組みなど

例：育児休業等終了後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施等

オ 育児休業取得率・就業継続率など

(4) 認定

(3)の審査を経て、認定区分ごとに認定します。